

ご存知ですか 生活福祉資金貸付制度



生活福祉資金貸付制度とは、他の貸付制度が利用できない低所得世帯や障がい者世帯などの経済的自立と生活の安定を目指し、国と県が資金を出し合い、民生委員や市町村社会福祉協議会が窓口となって生活支援を基に無利子や低利子で資金貸付を行うものです。

利用に際して

「連帯保証人」が必要です

ただし、連帯保証人を立てられない場合でも利用できますが、利子が生じます。連帯保証人は、次のすべてを満たすことが必要となります。（緊急小口資金は、連帯保証人が不要です）

- 原則として岩手県内に居住する者
- 日頃から熱心に相談のつてくれる方であり、かつ援助してくれる方
- 世帯の生計中心者として、年齢が65歳未満で、かつ償還（返済）完了予

資金の種類

- ① 総合支援資金
- ② 福祉資金
(福祉費、緊急小口資金)
- ③ 教育支援資金
- ④ 不動産担保型生活資金（不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金）

- 定時に75歳以下である者
- 借受世帯の償還（返済）困難時には連帯保証人として債務を履行することができる者
- ※現在、本資金を利用されている方は、連帯保証人になることができます。
- また、連帯保証人は本資金のご利用はできません。
- 借入申込には、作成が必要な書類があります。

「利子、返済方法は・・・」

- 貸付利子は連帯保証人を立てた場合「無利子」

貸付の種類と内容

福祉資金 福祉費

対象世帯／低所得世帯・障がい者世帯・高齢者世帯・生活保護世帯

資金種類	貸付対象経費	据置期間	償還期間	貸付利子
福祉資金 福祉費	日常生活を送る上で、または自立生活に資するために一時的に必要なと見込まれる費用	貸付の日から6月以内（分割による交付の場合には最終貸付日から6月以内）	据置期間経過後20年以内（対象経費により目安あり）	連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人がいない場合は年1.5%

総合支援資金

対象世帯／低所得世帯（収入の減少や失業等により生活に困窮していること。前年に所得があったために課税世帯であっても、現に非課税世帯程度の収入しかないと認められる場合も含む）

資金種類	貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利子
総合支援資金	生活支援費	月20万円以内(2人以上) 月15万円以内(単身) 貸付期間は最長1年間	最終貸付日から6月以内	20年以内 連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人がいない場合は年1.5%
	住宅入居費 一時生活再建費	40万円以内 60万円以内	貸付の日(生活支援費と合わせて貸し付けている場合には、生活支援費の最終貸付日)から6月以内	
貸付対象経費	生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用		
	住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用		
	一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活で賄うことが困難である費用		

福祉資金 緊急小口資金

対象世帯／低所得世帯・障がい者世帯・高齢者世帯（生活保護世帯は対象となりません。連帯保証人・連帯借受人は不要です。）

資金種類	貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利子
福祉資金 緊急小口資金	100,000円以内	貸付の日から2月以内	8月以内	無利子

※東日本大震災で被災し、失業や休業等のため、日常生活全般に困難を抱えており、生活の復興に向け、一時的に必要な資金の貸付を行うことで自立が見込まれる世帯は、上記の他「生活復興支援資金」の利用が可能な場合があります。

利用いただける世帯

この貸付制度を利用いただける世帯は、岩手県内に住民登録し、居住する下記の世帯となります。

低所得世帯	世帯の収入が一定基準以下の世帯 (一定基準とは、おおむね市町村民税非課税程度。または生活保護法に基づく生活保護基準額の1.7倍程度)
障がい者世帯	①身体障がい者世帯(身体障がい者手帳の交付を受けている者の属する世帯) ②知的障がい者世帯(療育手帳の交付を受けている者の属する世帯) ③精神障がい者世帯(精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯)
高齢者世帯	65歳以上の高齢者の属する世帯で、その世帯の所得が、おおむね生活保護基準額の2.3倍程度(高齢者を含む4人世帯でおおむね年収600万円程度)以下の世帯 (注)福祉資金については「日常生活上、療養又は介護を必要とする状態」にある必要があります。
生活保護世帯	生活保護を受けている世帯



連帯保証人を立てない場合「年1・5%」です。
※「教育支援資金」及び「緊急小口資金」については、連帯保証人の有無にかかわらず無利子です。

不動産担保型 生活資金

対象世帯／高齢者のみの世帯(市町村民税非課税世帯または市町村民税均等割課税世帯)

資金種類	不動産担保型 生活資金
貸付限度額	月額300,000円以内 ・宅地の評価額の7割程度 ※宅地の評価額が1,000万円以上あることが条件
貸付期間	借受人の死亡時までの期間または貸付元金金が貸付限度額に達するまでの期間
据置期間	契約終了後3月以内
契約の終了	(1)借受人が死亡したとき(2)都道府県社協会長が貸付契約を解約したとき(3)借受人が貸付契約を解約したとき
貸付利率	年3%または長期プライムレートのいずれか低い利率
連帯保証人	必要 ※推定相続人の中から選任

●返済方法は原則として「ゆうちょ銀行」または「岩手県内に本店のある金融機関」の預貯金口座からの自動引き落としとなります。
●償還期限内に償還完了できない場合は、残元金に対し「年10・75%」の延滞利子が発生します。
■民生委員が支援にあたります
この貸付資金は生活の安定や立て直しを図ることを目的としているので、お住まいの地区の民生委員が支援・相談にあたります。

要保護世帯向け不動産担保型 生活資金

対象世帯／生活保護世帯(高齢者世帯のみ)

資金種類	要保護世帯向け不動産担保型 生活資金
貸付限度額	月額は福祉事務所が設定(生活扶助額の1.5倍以内) ・居住用不動産の評価額の7割程度(集合住宅は5割) ※居住用不動産の評価額が500万円以上あることが条件
貸付期間	借受人の死亡時までの期間または貸付元金金が貸付限度額に達するまでの期間
据置期間	契約終了後3月以内
契約の終了	(1)借受人が死亡したとき(2)都道府県社協会長が貸付契約を解約したとき(3)借受人が貸付契約を解約したとき
貸付利率	年3%または長期プライムレートのいずれか低い利率
連帯保証人	不要

「生活福祉資金」に関するご相談・お問い合わせは、お近くの市町村社会福祉協議会または岩手県社会福祉協議会地域福祉企画部生活支援グループへ
☎019-637-4440・4533・4495・4496

教育支援資金

対象世帯／低所得世帯・生活保護世帯

資金種類	貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利率
教育支援資金	教育支援費 ①高等学校(専修学校高等課程含む) 月額35,000円以内 ②高等専門学校 月額60,000円以内 ③短期大学(専修学校専門課程含む) 月額60,000円以内 ④大学 月額65,000円以内	卒業後6月以内	据置期間経過後20年以内	無利子
	就学支度費 500,000円以内			
貸付対象	低所得世帯に属する者が学校教育法に規定する高等学校(中等教育学校の後期課程、盲学校、ろう学校または養護学校の高等部及び専修学校の高等課程含む)、大学(短期大学及び専門学校(専修学校専門課程)の専門課程を含む)、または高等専門学校に修学するのに必要な経費			
経費	就学支度費 低所得世帯に属する者が高等学校、大学(短期大学及び専門学校(専修学校専門課程)の専門課程を含む)、または高等専門学校への入学に際し必要な経費			
計算方式	必要貸付限度月額×12月×修学期間(年)			